

桐生テニス協会 トーナメント運営規則

昭和57年4月制定
平成13年4月改正
平成20年4月改正
平成27年4月改正

1 総 則

このトーナメント運営規則（以下運営規則という）は、テニス規則及び日本テニス協会トーナメント運営規則に基づき、桐生テニス協会が主催するトーナメント（以下トーナメント）に適用する。

2 目 的

この運営規則は、桐生テニス協会会則第4条1項に基づいて行われる各種大会を円滑に運営することを目的とする。

3 大会運営委員会

トーナメントを開催するときは、大会運営委員会において、そのトーナメントに関する細則を検討する。また、新たに競技種目を行う際は、大会運営委員会で検討し理事会において承認を得る。

4 トーナメント要項

大会運営委員会は次のような細目を決定し、トーナメント要項を発表しなければならない

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 主 催 | (8) 出場資格 |
| (2) 後 援・協 賛 | (9) 参加料 |
| (3) 主 管 | (10) 使用球 |
| (4) 期 日・開始時刻 | (11) 申込方法及び申込期日 |
| (5) 会 場 | (12) ドロー会議の日時・場所 |
| (6) 競技種目 | (13) 問い合わせ先 |
| (7) 競技方法 | (14) 大会運営委員会が必要とする事項 |

5 レフェリー

大会運営委員会は、レフェリーを指名する。また、必要があればアシスタントレフェリーを指名する。以下は、付加資料のレフェリーマニュアルを参照のこと。

6 競技者（プレーヤー）

- (1) トーナメントに参加しようとするプレーヤーは、各団体ごと所定の申込用紙に必要事項を記入し、まとめてメールで申し込みをする。参加料は口座振込とし申し込みに係る費用は各団体の負担とする。
- (2) プレーヤーは、当該トーナメントの期間中、原則として全試合に出場できない場合、申し込むことはできない。

7 大会運営委員会の機能

- (1) 大会運営委員会は、この運営規則の定めるところによりトーナメントを厳正に運営しなければならない。
- (2) この運営規則以外は、テニスルール及び日本テニス協会トーナメント運営規則により運営される。

- (3) 大会運営委員会は、試合中に生じたいかなる問題に対し、決定して秩序を保つよう努めなければならない。
- (4) プレーヤーの不正行為が大会運営委員会に報告された場合は、その行為の詳細をただし、不正が確認されたときは、そのプレーヤーを失格または出場停止にすることができる。

8 アンパイアのつかない試合規則（諸規則より抜粋）

プレーヤーは、アンパイアのつかない試合規則（選手の義務）の付加資料を読み、よく理解し試合に臨むようにすること。

9 出場権の移譲禁止

プレーヤーは自分の出場権を他人に移譲することができない。

10 ドロー会議の公開

大会運営委員会は、ドロー会議を公開しプレーヤーを立ち合わせることができる。

11 競技者の欠場

プレーヤーが試合するように呼び出されたとき、不在の場合や用意できていない場合は直ちに失格となる。

12 プレーは連続的に

プレーヤーは試合開始から終了まで、不必要な遅延なしにプレーを続けなければならない。

13 コーチ

プレーヤーは試合中に何人から、いかなる方法においてもアドバイスを受けてはならない。これに違反したプレーヤーは失格させられることがある。

14 コート内への入場

試合中は当該プレーヤー、レフェリー、その他の審判員、試合運営の役員、あるいは特に入場を許された者以外はコート内に立ち入ることはできない。

15 応援

観客は、特定のプレーヤーを応援する目的で声を上げ、罵声を発したり、ゼスチャー、器具を用いて相手方プレーヤーまたは審判員等の心理をかく乱させるような行動をしてはならない。これに違反したとみなされる場合は、レフェリーによって会場外へ排除させられる。

16 試合の延期

大会運営委員会またはレフェリーは、天候・コートコンディション・その他の事情により試合または試合の一部を他の日に延期することができる。

17 靴および服装

プレーヤーは、コート面を傷つけるおそれのないテニス専用シューズを履かなければならない。また、清潔で礼儀正しいテニスウェアを着用し、試合に臨まなければならない。（Tシャツは不可）